相州六所神社鑰取役出縄主水・懲胡隊と戊辰戦争 — 白川家配下神職の草莽隊運動—

早田旅人

相州六所神社鑰取役出縄主水・懲胡隊と戊辰戦争 白川家配下神職の草莽隊運動

早

田

旅

人 *

はじめに

戦後の草莽隊研究は「明治百年」が意識されるなか、高木俊輔氏らにより一九六〇年代以降に本格化された。そこでの戊辰戦争期の神職を主体とり一九六〇年代以降に本格化された。そこでの戊辰戦争期の神職を主体とり一九六〇年代以降に本格化された。そこでの戊辰戦争期の神職を主体とり、草莽隊活動と御師としての存在の関係性を指摘した小泉雅弘氏の研究など、新たな観点からの分析や論点の豊富化といった研究動向がみられるなど、新たな観点からの分析や論点の豊富化といった研究動向がみられるなど、新たな観点からの分析や論点の豊富化といった研究動向がみられるなど、新たな観点からの分析や論点の豊富化といった研究動向がみられるなど、新たな観点からの分析や論点の豊富化といった研究動向がみられるなど、新たな観点からの分析や論点の豊富化といった研究動向がみられるなど、新たな観点からが、富士とは、大きないのでは、大きないのでは、大きないの意味を表している。

神職隊となったのである。 一世のは、これまで先行研究が検討してきた神職主体の草莽隊はみな吉田の の契機になったというのである。そのため、「自主的に軍事活動を選択し、 る方策として神職による軍事活動を選択し、そのことが配下神職の武装化 る方策として神職による軍事活動を選択し、そのことが配下神職の武装化 の契機になったというのである。そのため、「自主的に軍事活動を志望し 成された神威隊を検討した宮間純一氏の研究が示唆に富む。すなわち、戊 成された神威隊を検討した宮間純一氏の研究が示唆に富む。すなわち、戊 成された神蔵によるものである。

しかし、白川家配下神職の草莽隊運動についていくつかの論点を提示対象である相州懲胡隊が存在した。草莽隊運動・神仏分離運動など維新期対象である相州懲胡隊が存在した。草莽隊運動・神仏分離運動など維新期が象である出縄主水の活動を取り上げ、その実態を明らかにするとともに、懲配下神職で結成された懲胡隊と、その一員であった相模国六所神社鑰取役配下神職の動向の全体像を理解するためにも、白川家配下神職の草がある出縄主水の活動を取り上げ、その実態を明らかにするとともに、懲犯がらみた白川家配下神職の草莽隊運動は皆無ではない。本稿の検討したい。

懲胡隊とその活動そのものを検討対象にしているわけではない。また、本際胡隊を結成し、同隊参加者が帰山後に山内の秩序形成の特質解明にあり、る。松岡氏は相州大山の神仏分離にともなった山内の秩序形成の特質解明にあり、おで、管見の限り懲胡隊に触れた先行研究は松岡俊氏の研究のみであさて、管見の限り懲胡隊に触れた先行研究は松岡俊氏の研究のみであさて、管見の限り懲胡隊に触れた先行研究は松岡俊氏の研究のみであ

平塚市博物館

キーワード:戊辰戦争・白川家配下社家・草莽隊運動・懲胡隊

隊参加の経緯や意味なども含め、 稿で検討する出縄主水のように大山御師以外の参加者もおり、彼らの懲胡 と思われる。 懲胡隊についてはさらなる検討を要する

社について概略を述べておきたい 本稿で検討する出縄主水・出縄家と彼が鑰取役を勤めた六所神

王」と認識していたことがわかる。本稿ではこの二つの日記を主な素材と 争に懲胡隊員として参加し、 同三年に主水と改名、 して残している。日記の表題から彼が草莽隊運動・戊辰戦争参加を 日~九月五日)・『勤王日記』(慶応四年九月六日~明治二年三月三日) とௌ あった。 るが、詳細は不明である。明治五年(一八七二)の所持石高は一八石余で(®) 保〜安政期に年季奉公人を雇って穀物・油商を営んでいたことが確認でき (一八三九) に白川家に入門した。一方、 鑰取役を勤め」、 記稿』では「旧家慶蔵」として「往昔より国府新宿六所宮の神官として し、注記がない限り叙述の根拠はこれらによる 出縄家は相模国淘綾郡万田村(平塚市)に居住し、 (一八二五) に生まれ、慶応元年(一八六五)一二月の父の死去により⁽³⁾ 本稿が検討する戊辰戦争期の出縄主水は諱を高成といい、文政八 代々の「職名を出縄主水」とされる家で、天保一〇年 神職を相続した人物である。 その記録を『勤王諸日記』(慶応四年四月六回) 万田村民としての出縄家は、 彼は慶応四年の戊辰戦 『新編相模国風土 天

肩書

曾屋村宇佐八幡大神神主

社・四之宮前鳥神社・八幡村八幡神社の五社の神輿が揃う最も重要な神事 の鎮守である。別当は古義真言宗真勝寺が勤めていた。 (大磯町) に所在する国府新宿・国府本郷・生沢・虫窪四ヶ村 (大磯町) 神奈川県の無形民俗文化財に指定されている。 一之宮寒川神社・二之宮川匂神社・三之宮比々多神 同社は相模国総社とされ、 同社で五月五日に 淘綾郡国府新宿村

【表1】小田原から藤沢までの有栖川宮総督供奉と玉串献上の連名者

姓名

出縄主水

永井長門

草山兵庫

栗原主水

村上式部

見神太郎

六所神社であるが、

で、

現在、

執行される国府祭は、

出縄主水の有栖川宮大総督接近と草莽隊入隊運動

1大総督軍への合流

主宮川丹波方を訪れていたところ、 慶応四年(一八六八) 四月六日、 出縄主水が片岡村 自宅から「有栖川御宮様御参向」の (平塚市) 雷電社神

渋沢村八幡大神神主 諸星相模 羽根村天王神主 今井文左衛門 神戸村木下明神神主 吉川将監 曾我村曽我大明神神主 尾崎蔵人 相模国の触頭であった。(3) 下神職であり、 の伺候が決定された。 総督有栖川宮熾仁親王の「駿府御旅館」へ 草山と同道で二見方へ行き、そこで東征大 草山兵庫方へ向かった。 その夜、 宮町)川匂神社神主二見神太郎方へ出頭し、 情報が伝えられた。 平沢村 川匂神社神主二見神太郎は

姓名

宇佐美右京

(秦野市)

御嶽蔵王社神主

翌七日朝、

出

彼は直ちに川匂村

堀山下村 含めたこの一一名が五日に二見方へ参集し、 職は一一名確認でき【表1】、 不明である。 る有栖川宮に供奉した相州の白川家配下神 有栖川宮伺候を評議・決定したと思われる。 有栖川宮大総督への伺候が誰の発意かは そして四月八日、 (秦野市) しかし、 八幡神社神主村上式部 出縄主水・草山兵庫 後に東海道を通行す 出縄・ 草山を

今泉村白笹社神主 堀山下村八幡大神神主 『勤王諸日記』より作成

平沢村御嶽大神神主

肩書

川匂神社神主

総社六所宮神主

比比多神社神主

の三人が惣代として駿府へ向けて出立した。

かし、

「御参謀方御印鑑」を所持してな

彼らはみな白川家配

戸方面へ向かった。かったため彼らは小田原宿で足止めされ、翌九日、「御印鑑願」のため江

崎宿まで供奉した。 に川崎へ向い、四月一三日、川崎宿御固所で参謀印鑑は「頭より願書無之候では頂 を設置し、人々の通行を取締まっており、川崎宿より先へは「御固所」を でで出縄らは白川家江戸役所へ は一二日、出縄らは先鋒総督旅館の池上本門寺へ出頭し、そこで翌一三日に 方に東海道を上ると保土ヶ谷宿で大総督軍に遭遇、合流してそのまま川 をいたが江戸へ入府する予定との情報を得た。そのため彼らは直 有栖川宮大総督が江戸へ入府する予定との情報を得た。そのため彼らは直 有栖川宮大総督が江戸へ入府する予定との情報を得た。そのため彼らは直 をに川崎へ向い、四月一三日、川崎宿御固所で参謀印鑑の交付を受けた。 まに川崎へ向い、四月一三日、川崎宿御固所で参謀印鑑の交付を受けた。 ならに東海道を上ると保土ヶ谷宿で大総督軍に遭遇、合流してそのまま川 らに東海道を上ると保土ヶ谷宿で大総督軍に遭遇、合流してそのまま川 はたび、今度は「川崎宿御固所」で参謀印鑑は「頭より願書無之候では頂 でが、今度は「川崎宿御固所」で参謀印鑑は「頭より願書無之候では頂

この後、出縄らは一時帰国した。総督に付属して神職諸隊と新政府軍との窓口の役割を担った人物である。総督に付属して神職諸隊と新政府軍との窓口の役割を担った人物である。松の豪商で遠州の国学発展や報国隊結成に寄与するとともに、有栖川宮大上の願書を提出、池田は江戸入府時に献上すべき旨を指示した。池田は浜川崎宿に着くと彼らは本陣へ出頭し、参謀方応接掛池田庄三郎へ神璽献

有栖川宮大総督に供奉し、祈祷料として五両が下付された。間、相模に残った白川家配下神職たちは前述のように小田原から藤沢まで、おお、出縄主水らが参謀印鑑交付のために川崎・江戸と奔走している

2有栖川宮大総督への神璽献上と懲胡隊入隊

る。 職に「夫々御警衛之願出候心底ニ候哉、前日篤と夫々え示談申置度」とし 是二而御奉公いたし候より返而大功可相立」というものであった。 り、自国之たんさく方いたし、慥成義ヲ書面ニ相認メ御訴奉申上へく、右 何れ之藩江組込候ても他之人者相拒候義ニ付、今般抽赤心、 美の二人で江戸城に登城し、有栖川宮大総督らに神璽を献上、戊辰戦争へ 中に駿州赤心隊に入隊して江戸へ出府していた。出縄は自らの戊辰戦争参 思われ、二四日、出縄は宮山村(寒川町)寒川神社神主金子氏を訪れて国 て川匂村まで参集するよう回章を出しており、彼らは川匂村へ向かったの(ミョ) らとともに草山方を出立した。この日、川匂神社神主二見神太郎は触下神 し、翌二二日、村上・草山・曽屋村(秦野市)宇佐八幡社神主宇佐美右京 の参加を申し入れた。しかし、応接役人の返答は「両人二而隊号も難立 家江戸役所に到着した。そして献上物等を調達のうえ二九日、 加の意向をもって金子から有栖川宮警衛の情報を収集したのであろう。 府祭の相談とともに「大総督府様之御警衛筋」について問い合わせてい であろう。翌二三日は川匂村で大総督府警衛についての会合が開かれたと その後、出縄・村上・草山・宇佐美は江戸へ出立し、四月二六日に白川 金子は吉田家配下神職であり、当主の金子宮司(宮次)はすでに三月 時帰国していた出縄主水は四月二一日、平沢村の草山方に出張・ 国元え立戻 出縄・宇佐

ることと、旧幕臣の江戸脱走などによる相州辺の治安情勢の悪化が考えらことも注目できる。この理由としては隊号を立てるには彼らが小人数であられては彼らに草莽隊活動よりも「自国之たんさく方」を期待したという美らだけであり、二見触下の神職がみな戦争参加を志向、あるいは戦争にここから二見触下の神職のなかでも戊辰戦争の参加志願者は出縄・宇佐

中取締を願い出ていた。
中取締を願い出ていた。
「無宿・悪党共跋扈」などの治安情勢悪化を訴え在が総督府参謀方に対し「無宿・悪党共跋扈」などの治安情勢悪化を訴え在藤沢(藤沢市)・磯部(相模原市)・深谷(綾瀬市)の相州の一〇寄場組合藤沢(藤沢市)・磯部(相模原市)・深谷(綾瀬市)の相州の一〇寄場組合藤沢(藤沢市)・磯部(相模原市)・山西(二宮町)・一之宮(寒川町)・れる。四月二四日には戸塚(横浜市)・厚木(厚木市)・曽屋(秦野市)・れる。四月二四日には戸塚(横浜市)・

は「夫々願立置」くので明日、再度訪ねて来るように返答した。草莽隊活動にこだわり、そのための相談を金子に求めたのであろう。金子主金子宮司を訪れた。出縄は「自国たんさく方」では納得せず、あくまで閏四月一日、先鋒総督へ神璽献上の後、出縄主水は赤心隊の寒川神社神

内・長坂三人による出縄らの草莽隊参加へ向けた尽力を約して明日の来訪(望) 隊入隊を出願しておいたので、再度願い、明日、その旨を鳥越(台東区) を述べ、 は「昨日隊長江申上置候間、亦候相願、明日鳥越御役所江御返事可致旨 を指示した。 べたうえで、「何れ三人ニ而申合、 月廿八日御聞済相成、御印鑑頂戴いたし候」と、草莽隊参加の難しさを述 の長坂主税が現れた。彼らは「道中より御警衛申上相願候者ニ而も、 隊員の羽鳥村(藤沢市)御霊神社の竹内伯耆と戸塚宿(横浜市)八幡神社 の白川家役所に知らせなさい」という意味であろうか。 「昨日、金子が赤心隊隊長 旦 出縄はこれを「頼入置」いて別れた。文意をつかみにくいが、 出縄は再度金子を訪れたが不在のため待っていたところ、 出縄はここで退出したが、帰りがけに金子に出会った。 (富士浅間神社神主富士亦八郎)に出縄の赤心 御聞届相成候様取計可申」と金子・竹 金子 漸先 赤心

出縄は赤心隊加入を模索したと考えられるが、それは白川家にとっては配吉田家配下神職の草莽隊に加入せざるをえない事情があったと思われる。を促した形跡がない。そのため、草莽隊活動を希望する白川家配下神職は宮間氏の指摘のごとく、白川家は吉田家と異なり配下神職に草莽隊結成

職の引き抜きに白川家側が問題を感じていた可能性はある。止されていたが白川家は神道伝授をおこなっており、かかる形での配下神正神職の吉田家側への引き抜きといえる。この時期、すでに諸家執奏は停

である。今後の検討を要するが、吉田家側の出縄引き抜き=赤心隊入隊の 宮の先供を勤め、 璽を献上、その後、白川家配下の大山御師で「神祇隊」を組織して有栖川 陣羽織着用」で勤めていた。さらに、四月には駿府で有栖川宮大総督へ神 督橋本実梁に沼津で伺候し、嚮導方先供を「在来所持ノ鑓長刀帯剣ハ勿論 あろう。出縄はこれを「頼入置」いた。山田平馬はすでに三月中、 動向に対して、白川家側が彼を神祇隊参加へ誘導したのかもしれない。 かかる経緯から山田は出縄に神祇隊参加を周旋し、 ては各々如何二候哉、思召有之候ハ、可奉願」といわれた。今日、大総督 の山田平馬を訪ねよとの伝言があった。彼は直ちに山田が逗留する馬喰町 府へ出張するので、草莽隊への入隊希望があれば願い出ておくというので と別れたあと白川家役所へ行ったが、そこで執役の内海隼人より大山御師 (中央区)の上州屋弥兵衛方へ行き、そこで山田から「今日一同出張仕、依 もしそうであるならば、 同月二七日には有栖川宮大総督守衛の命を受けていた。 白川家江戸役所の対応は早かった。 出縄はこれに応じたの 出縄は金子 先鋒総

【表2】懲胡隊の隊員構成

摘 要

大山御師・白川家門人

大山御師・白川家門人

大山御師・白川家門人

大山御師・白川家門人

大山御師・白川家門人

大山御師・白川家門人

大山御師・白川家平田家門人

大山御師・白川家平田家門人

大山御師・白川家平田家門人

曾屋村宇佐八幡大神神主

堀山下村八幡大神神主

白川家平田家門人

大山御師

大山御師

大山御師

大山御師

白川家門人

大山御師・白川家平田家門人

大山御師・白川家平田家門人

隊員名

成田縫殿介

增田大和

内海若狭

奥村三郎

和田米二郎 和田隆太郎

伊藤右朔

佐々木伊助

平田延太郎

吉川仁三郎

二階堂朔丸

宇佐美右京

山田平馬

村上式部

出縄主水

下山造酒之助

津田武司

成田正

出縄主水の江戸入城と 「御番」

改名し、 城が実現したことがわかる。 二而目出度入城仕候」と記しており、 新政府軍の一員になれた喜びようがうかがえる。 鴨方藩を「池田藩」 軍中万日記 閨四 の一員として江戸入城を果たした。 懲胡隊のメンバーのほとんどは白川家配下の大山御師であった 月四日、 「池田満治郎殿江戸家来隊長」山田弥兵衛の下知を受けるように 懲胡隊は岡山藩の支藩である鴨方藩に付属したのである。 皇軍大御総督府御宮様 出縄主水の神祇隊入隊が実現し、 と記し、 なお、 本藩岡山藩を この日をもって神祇隊は 大山御師山田平馬の尽力で入隊・入 凱陣 この日、 「備前藩」と記している。 供奉」と標題を記しており、 彼は また、 彼は日記の頁を改めて、 山 「山田平馬殿周旋 .田平馬殿外十七 「懲胡隊」と 出縄は 表 ま

白川家門人 ※松岡俊「幕末維新期における相模大山御師の思想と 行動」『伊勢原の歴史』5号より作成

六所神社神官

【表3】出縄主水所属隊幹部

肩書	姓 名
隊長	山田弥兵衛
御目付	岩崎荘助
	水田鎌吾
	筒井達之介
	大塚武吉
	渡辺太郎
教道方	林駒之助
	内田武一

※『勤王諸日記』より作成

某が江戸に到着し、

「徳川浪人体之者

事を記録している。 大河内潜 御召状が差し出されたとの情報を記 御番の日々を送る出縄主水であった 翌日、 その間、 (北畠治房) 大山御師 自身の周囲に関する出来 閏四月一九日には の沼野掃部と吉川 から大山八大坊

田弥兵衛を隊長とする隊の一員に過ぎなかった(後述)。 が聞こえたために出張したものであった。 山田弥兵衛が外出し、 候」ものであった。 ともに出張した。 (表3]。 大切二可致」旨を仰せ渡された。 幹部名を書きあげているが、 翌五日、 懲胡隊は独立した隊として公式には認められておらず、 出縄主水は 一行は四つ半頃に帰陣したが、 同夜、 山田平馬・増田大和・村上式部・出縄主水の四人も 「錦 御目付大塚武吉・教道方林駒之介の案内で隊 御印」 幹部には懲胡隊メンバーは入っていな この二つは「帯刀人計今日より被仰 と「大総督府様 なお、 この日、 これは桜田門外で砲 御朱印 出縄は所 彼らは を頂戴 属隊

隊の たっぱ 御門固」 【表4】。 出 は休みになっている。 活動の中心はこの「御番」であり、これは江戸城西丸の警衛であ 彼はこの日の夜四つ時から翌朝五つ時まで「御番出勤」 .縄主水の懲胡隊員としての本格的な活動は閏四月七日からはじま この日以降、 に変更され、 なかには翌朝まで夜通し勤務した日もあるが、 出縄主水が 「池田藩懲胡隊ニ而持切」で坂下門の通行者の取 また、 御番」 五月三日には勤務が西丸警衛から を勤めた日は計三三日にのぼる そうした日の に出た。 坂下 翌

りにあたった。

<u>2</u>

【表4】出縄主水の「御番」勤務

日付 勤務時間 閏4月7日 夜五つ時~翌8日朝五つ時 閏4月9日 夕七つ時~夜五つ時 閏4月10日 朝五つ時~九つ時 閏4月11 日 夜五つ時~12 日朝五つ時 閏4月14日 九つ時~七つ時 閏4月15日 七つ時~夜五つ時 閏4月16日 九つ時~七つ時 閏4月17 夕七つ時~夜五つ時 日 閏4月18 九つ時~七つ時 日 閏4月19日 夕七つ時~夜五つ時 閏4月21 夜五つ時より夜詰 閏4月22 日 九つ時~七つ時 閏4月28 九つ時~七つ時 日 閏4月29 七つ時~翌5月1日朝五つ時 日 5月5日 朝五つ時~6 日朝五つ時 5月7日 朝五つ時~8 日朝五つ時 5月10日 11 日朝まで 5月13日 朝五つ時より昼夜 5月14日 夜六つ半時より 5月15日 昼夜 5月16日 昼夜 5月17日 昼夜詰切 5月19日 昼夜詰切 5月22日 昼夜詰切 5月26日 勤務時間不明 5月28日 昼夜 5月30日 勤務時間不明 6月1日 勤務時間不明 6月3日 勤務時間不明 6月4日 夜 6月6日 勤務時間不明 6月7日

より作成

人召捕二相成、

当隊より両人出役致

五月六日、出縄主水は「会津藩三

申し付けた大総督府もそれを期待し

出縄主水に「自国之たんさく方」を

ていたのであろう。

2懲胡隊の出動

※『勤王諸日記』

が記録された最初の記事である。

五月一〇日、相州愛甲郡八木村

江戸市中で戦闘の可能性のある出動 が「御番」と相州への出張以外に、 候事」と記している。これは懲胡隊

6月9日 勤務時間不明

は平沢村御嶽大神神主草山兵庫と羽根村天王神主今井文左衛門が「相州辺 同日八つ時頃に鴨方藩一〇名と懲胡隊七名が藤沢宿へ出動した。 両人」 セんさく」の注進に訪れた。 大山へ懲胡隊出陣の状況を調べにきたというのであろう。これを受けてか が 「大山繰出之様子せんきニ参り候由」を注進してきた。 二五日に 旧幕臣が

けている。 然ながらそれぞれの立場に応じた活動が展開されていたといえる。 今井ら地域の神社の神職も自身の居住地周辺の調査・注進をしている。 こでの大山御師の活動もこれら御師の戊辰戦争における活動の指摘を裏付 展開するため、 の地理を熟知しているいわば職能集団としての御師を、 ていた」と指摘した。小泉氏も富士吉田御師を事例に「大総督府は、 る広範な情報網を充分に発揮させ、 松岡氏は大山御師が「普段の檀廻により得ている地理的知識と檀家によ ただ、 組織に取り込んで利用しようとした」と指摘している。 御師のみでなく 「相州辺セんさく」をおこなった草山 大総督府による治安の安定化に寄与し 軍事局面を有利に 先述の 関東 こ

えた。

一六日・一七日の日記には各藩・隊による彰義隊の残党追捕の情報

が記されている。

たらされた。出縄はこの日の日記を「官軍大勝利、 百六十人余程打取、 二而繰込候由」の情報が入った。また、 者下谷辺より一時ニ炮火ニ而山内江焼込、 二而将義隊打払二相成候間、軍礼相守可申旨」、「品二寄、 坂下門で一夜預かった。日記中はじめて彰義隊の名が現れた日である。 に詰めていた出縄のもとには「広小路・山下・広徳寺前・坂本・根津・ 五月十四日、 名主が彰義隊に味方して在々へ金策したとのことで捕えられ、 上野戦争がはじまった。懲胡隊は出動しなかったが、 出縄らはそれぞれ支度して坂下門に詰めた。 依之心支度可致旨」を言い渡された。 隊長山田弥兵衛より「明十五日明七ツ時より、 其外分取数多、 官軍そく死十五六人程」との情報がも 富士吉田御師からは「八半頃弐 四ツ時頃黒門内江薩州・長州藩 賊徒逃去」と記して終 彰義隊との上野戦争の 今晩ニも戦争可 諸藩繰出し

準備である。

一五日、

相成も難計、

なかったとして無事帰還した。側では「屋敷中不残案内可致間、御調可被成」と応対し、不正は見つからの八名が出動した。懲胡隊は裏手を固め、ほかは表門より入った。浜田藩介・成田正・吉川仁三郎・和田隆太郎・伊藤喜三郎・内海若狭・山田平馬藩・洲本藩・鴨方藩が出動した。この時、懲胡隊から出縄主水・成田縫殿番・池本藩・鴨方藩が出動した。この時、懲胡隊から出縄主水・成田縫殿をして、五月一八日、麻布・長坂(港区)の浜田藩(鶴田藩)邸へ福岡

芝(港区)と飯倉町六丁目(港区)の三春藩邸へ出張した。しかし、 らの押収品の入城の記録が記される。 が続々と城内へ運ばれていく様子を記している。この日以降も旧幕府軍か 野分取大炮壱挺、 た。二二日、出縄は坂下門御番を勤務し、「上野分取器械拾車入城」、「上 「銃隊」一〇名で芝田町(港区)へ行き、 に押収し、車一一台に積み入れた。また、同日九つ時からは懲胡隊五名、 三〇〇挺、その他玉薬などが多数残され、これらを翌二一日の朝五つ時 布光林寺へ出動した。同寺では「賊徒逃去候様子」で大炮一挺、小炮約 沙汰」があり、懲胡隊から出縄主水・成田縫殿介・成田正・和田隆太郎 み入れた。さらに、暮六つ時ころ隊長から「人数有次第繰出し可申旨御 は全て国元へ送られていたようで残されていた箱を押収し、車七台に積 吉川仁三郎・津田武治・佐々木伊助・宇佐美右京・奥村三郎の九名、「本紀) 五月二〇日、 (岡山藩か)」から「半隊」、洲本藩から約五○人、計一○○人ほどが麻 九つ時、 器械壱車入城」など、旧幕府軍からの「分取」=押収品 懲胡隊から五人、「銃隊」から半小隊が出動し、 玉薬七一〇〇を押収して帰陣し 武器

介(右朔か)の二名のみが出陣することになった。この二名の出陣につい動が要請された。しかし、「御守衛大切」とのことで宇佐美右京と伊藤喜宇和島藩に出動命令が出たとして、懲胡隊へも岡山藩から「案内旁」の出五月二三日、「小田原セいばつ」が命じられ、岡山藩・山口藩・鳥取藩・

二三旦、 え、 も「出兵之節分藩ニ小田原辺地形精敷者有之嚮導トシテ指越候ニ付、 地形心得候者御座候二付、 て鴨方藩では「本藩兵隊小田原城征討被仰付候ニ付、 原藩は五月二一日、 心得候者」・「小田原辺地形精敷者」と認識されていたことがわかる。 召連候」と記録されている。 お、これらの記述から懲胡隊が鴨方藩に付属していたことがわかる。 元箱根では新政府軍の軍監が殺害された。大総督府はこれに対して 小田原藩に対する問罪使を派遣したのであった。 旧幕府勢力である遊撃隊の誘引により藩論を佐幕に変 為嚮導両人差添置申候」と記録され、 岡山・鴨方両藩から懲胡隊員は「相州辺地形 弊藩人数之内相州辺 岡山藩で 両人

た。 五月二四日夜、奥村・吉川・出縄の三名は「会津屋敷召人番」に出役し

を命じられ、出立した。藩・宇和島藩・佐土原藩の小田原出兵にあたり、草山・諸星は「御案内」藩・宇和島藩・佐土原藩の小田原出兵にあたり、草山・諸星は「御案内」田原藩が戦った箱根戦争に関係する報告であろうか。翌二七日には鹿児島が「自国注進」に登城してきた。遊撃隊と藩論を再び新政府方に変えた小五月二六日夕方、草山兵庫と渋沢村(秦野市)八幡大神神主諸星相模

いる。
出縄もこれに列席し、「右打死之人数、凡弐百人余と相見へ候」と記してて、六月二日、「是迄戦争打死之諸藩、於大広間ソヲ祭之式」が実施され、で、六月二日、「是迄戦争打死之諸藩、於大広間ソヲ祭之式」が実施され、これ以降、出縄主水ら懲胡隊は再び「御番」勤務の日々に戻った。そし

三 出縄主水の謹慎・懲胡隊解散

御朱印高・由緒書上と出縄主水の謹慎

上野戦争終結後、再び「御番」勤務の日々が続いていた六月七日、草山

動である。 もは六月に実施される牛頭天王祭礼を前に「仏嗅き祭礼」を 兵神事之儀二付、連印之願書差上度趣」について出縄主水を訪れた。「天 兵庫・諸星相模・三之宮村(伊勢原市)比々多神社神主永井長門らが「天

田縄はこれを受け、内々に池田庄三郎へ相談に行った。そして、この出縄はこれを受け、内々に池田庄三郎へ相談に行った。そして、この沙汰が懲胡隊まで下りていなかったのである。池田は出縄に「貴公者に、古様之隊者一向不弁候間、取落二相成候」として、「早々御沙汰可有は「右様之隊者一向不弁候間、取落二相成候」として、「早々御沙汰可有は「右様之隊者一向不弁候間、取落二相成候」として、「早々御沙汰可有は「右様之隊者一向不弁候間、取落二相成候」として、「早々御沙汰可有は「右様之隊者一向不弁候間、取落二相成候」として、「早々御沙汰可有は「右様之隊者一向不弁候間、取落二相成候」として、「早々御沙汰可有とが取済の窓口を担っていた人物である。出縄主水にとってこの書上提出は新政府に自己の戊辰戦争参加の実績を認めてもらう重要な意味があったの沙汰が懲胡隊まで下りていなかったのである。

上提出についての問い合わせであろう。れたのである。出縄はそのまま赤心隊の金子親子を訪ねた。おそらく、書取調、応接所江差出可申旨」を言い渡された。昨日の池田の約束が果たさくと、同所役人から「今般出兵丈之性名・御朱印高書上」を「一両日之内翌八日、出縄主水は草山とともに天王神事の件について市政裁判所へ行

た。書上提出に向けた準備が進んでいた。しかし、その後、彼が御番に出形、外ニ今般社領伺向之願書弐通并御附札共書写」して夕六つ時に帰っ六月一〇日、出縄主水は再び金子を訪ね「今般諸隊書上振合赤心隊之雛

渡し、出縄は謹慎することにした。

一大月一一日、成田・増田両人で大河内潜のもとへ出縄の朱印高書上げ問法し、、成田・増田が後役を継いだ。成田らは出縄に「当分之内謹慎罷在候様」言いかったら「拙者罷出、如何様ニも歎願いたし、隊中江後難無之様、是非共之義者不構」とのことであった。これを聞いた出縄はことが穏便に済まないが、成田・増田が後でを継いだ。成田・宮の三人は「部屋取締」を退役し、成郎・増田が後であった。これを聞いた出縄はことが穏便に済まない。

町の公事宿上州屋弥兵衛方に退去・謹慎することとなった。申立、詫入可申間、直二引取可申」と申し入れた。これにより出縄は馬喰め成田らは出縄に「一両日之間城外江退キ、謹慎可被致、左候ハヽ右之段長のもとへ行った。しかし隊長は「殊之外六つヶ敷」様子だった。そのた、月一三日、早朝、成田・内海・奥村らは出縄の「仮謹慎」について隊

六月上旬、赤心・報国・蒼龍之神職隊江今般出兵之性名并 御朱印高出縄主水は自らが謹慎となった理由を後に次のように述べている。

同月七日、 存罷在候処、 沙汰被為在候様取計可申旨被仰聞、翌八日早速御沙汰相成難有仕合奏 不埒ニ付、城外江退、 書上可申旨御沙汰被為在候趣、当隊江者一向御沙汰不被為在候二付、 御参謀応接方江罷出相伺候処、右者一般之義ニ付、早々御 同十三日ニ至り隊中取締申聞候者、 謹慎可致旨申聞候 右等之趣差越伺候義

計可申」と述べていることから、隊長以上のレベルでも問題にされたので とが「不埒」とされたのである。 て、隊長山田弥兵衛に無断で沙汰が下りるよう池田庄三郎に働きかけたこ えられる。 分の頭越しに指揮下の隊員が直接池田と交渉したことは問題であったと考 ては、隊員の論功行賞につながる事柄は藩や隊長が把握すべきことで、自 確認してもらう重要な機会と認識していたと思われる。一方、隊長にとっ あろう。出縄は御朱印高書上で自らの戊辰戦争参加=勤王の実績を新政府 に認めてもらい、もって朱印高など神社における既得権や身分を新政府に つまり、御朱印高由緒書上の沙汰が懲胡隊に下りなかったことについ 出縄は「隊長又は隊中之難義不相成様取

2出縄主水の復隊運動

というものであった。 朱印御沙汰」について問い合わせ、 であったろう。同夜、成田・奥村・内海の三人が訪れた際に彼はこの「御 上京可致旨諸隊江御沙汰之趣、尤勤王ニ而京地江可登者無之分者、 えて帰った。 し差出し可申旨、御沙汰趣噂」をして帰った。出縄にとって関心の高い話 「内田氏相頼置候間、(象道方内田武)) 六月一三日以降、出縄主水は上州屋弥兵衛方で謹慎・滞在の日々を送る。 六月二二日、寒川神社神主金子宮司が出縄を訪れ、「今般御朱印上納ニ しかし、 何れニも取計可申旨ニ御座候間、 翌二三日の夕刻、 成田らは「明朝迄取計挨拶可致」と答 懲胡隊名目で出縄に届いた書状は 夫迄之処謹慎可致 印いた

> 関心事であったことがうかがえる。 心隊から書写させてもらっている。 六月二四日、出縄は閏四月一九日に出された旧幕府判物提出の通達を赤 御朱印提出一件が出縄にとって重大な

増田から「隊長・大河内両人共横浜へ出張之由ニ而、帰城次第早々御採用 留め、「同日御使番より赤心隊・報国隊・蒼龍隊、銘々壱人調ニ而御糺 日の四つ時に「大総督府様より神職隊一同江御達し」された「旧幕府より 可相成様取計可申」との書状が届いた。また、出縄はこの日、去六月二六 計可申」とのことであった。しかし、その返事は来ず、二八日には成田 さつニ而延引」していたが、「今明日之内御さいようニ相成候様、急度取 之候」と記した。判物提出に躓いた出縄の口惜しさが察せられる 受封之判物御請取相成候而御宸筆二相成候事、 六月二五日、 増田・成田が出縄を訪れ、 出縄の復隊について「隊中こん 急日可差出旨」の通達を書

国元ニ而謹慎被致候而も宜、 増田の伝言は「夫迄之間外隊江附属ニ願、 時期でもあるため一時的にでも出縄の問題を遠ざけたかったのであろう、 隊号は公式に認められたのものではなく、彼らの私称であったことがわか 隊号」が立てられる兆候もあるというのである。ここから、「懲胡隊」の 縄は増田からの伝言を聞いた。それによれば「隊長へ詫方之義、 るが、それが公式に認められる可能性が出てきたのである。 見へ候」とのことであった。隊長への詫び入れは難しいが、一方で「表向 へ者、 たが、七月五日の晩、出縄が留守の間に増田大和が彼を訪ね、翌六日、 せるというのである。 と続いた。 その後も出縄の復隊について「一向沙汰無之(七月二日)」状況が続 隊中一同江さわり可申様子、殊二者近之内表向隊号相立候様子も相 出縄を他隊か国元へ遠ざけ、 左候ハ、隊号相立次第、 隊号が公式に認められ次第復隊さ 勤王可被致様致度、尤当分之内 早々帰参為致可申 かかる微妙な 押而願候

出

月一一日、 昨日の増田の伝言を受けて赤心隊への入隊を試みたのである。しかし、 当分之内国元ニ而謹慎可致様」言い渡された。一三日には増田が出縄を訪 復隊することとして、それまでは隊として「遠慮」の姿勢を見せておこ 内に相成候義ニ付、 元謹慎可有之」とのことであった。そして、「急々表向隊号相立、 公式に認められ、 同繰込可被申」と期待を告げた。隊長の許しは出たが、近々に懲胡隊が というのであろう。 「昨日貴公御免ニ相成、 万田村に帰村した。 宇佐美右京が出縄を訪れ、 出縄は赤心隊を訪れ、金子宮司へ「隊入之談事」をした。 有栖川宮大総督直属になる見込みがあるので、その時に 其節者無相違沙汰可致間、 これらを受けて翌一四日、 帰隊被仰渡」たが、「隊中之遠慮ニ当分之内国 増田大和からの伝言として「是より 御宮様江御目通りいたし、 出縄は江戸を出立し、 御宮御 彼は 六

3 懲胡隊解散と赤心隊入隊願い

ど、神社内の主導権獲得にむけた運動に励んだ。離運動や、自己の手で、「社中人別一社限り取調、神祇官附属」を願うな『復餝之義勧メ」たり、「社内より本尊薬師之像抜出」しを要求する神仏分国元に帰った出縄主水は、七月二○日以降、六所神社の別当真勝寺に

れる。
はこれにあわせており、赤心隊入隊を念頭に置いての出府であったと思わ同月一〇日頃に金子が東京へ出府するという話を聞いていた。出縄の出府行ったのは八月一三日であった。彼は八月六日に寒川神社の金子伊予から出縄が草莽隊活動に向けて再び東京(明治元年七月、江戸を改称)へ

拾五両会計方より被下候処、一旦頂戴之上返上」したことを伝えられた。胡隊一同十九人、一ト先御役御免ニ相成」ったこと、「御ほうひとして金」出縄が東京に着いた翌日の八月一四日、奥村三郎より「去月廿九日、懲

結局、 た。 之候得共、皆断候」と述べた。 野戦争後者何れより願出候とも取次間敷旨御沙汰ニ付、当節数多隊入願有 書を提出した。応接にあたった報国隊の桑原寅次郎(真清)は出縄に「上 莽隊活動への参加を諦められない出縄は八月二九日に大総督参謀方へ嘆願 し渡した。 うのであろう。 身命なげうち勤王奉願候」と訴え、「今更右之姿ニ而帰国難致」と主張し 所々出兵被仰付候義ニ而、新規隊入願ニ無之、大総督東下被為在候節より 一度、懲胡隊で活動した実績があるので新規参加希望者とは違うとい 出縄の復隊は叶わずして懲胡隊は解散したのであった。 桑原は「兎も角も取次可致」として出縄に翌日の来訪を申 しかし、 出縄は「乍恐私儀者上野戦争以来 その後、 草

とのことであった。 翌三○日、出縄は再び桑原を訪れた。しかし、桑原の答えは「右隊之義 翌三○日、出縄は再び桑原を訪れた。しかし、桑原の答えは「右隊之義 とのことであった。 のことであった。 で、続けて「どこ迄も勤王之志有之候ハヽ、何れへ也共其方より入隊願致 だ、続けて「どこ迄も勤王之志有之候ハヽ、何れへ也共其方より入隊願致 だ、右願書へ奥書ヲ以可願、然上者御採用ニも可相成」と述べた。しか し、「如何様願候而も朝廷より御手数相掛ケ、入隊被仰付候義者難相成」 とのことであった。 すでに懲胡隊は解散 とのことであった。 もでに懲胡隊は解散 とのことであった。 もでに懲胡隊は解散 とのことである。た

九月三日、出縄は清水門へ詰めている赤心隊の金子宮司を訪ね「入隊之かった。

おわりに

しかし、金子は「右者延引可致、隊入専一ニ願候方宜」しいと助言し、出んだ。出縄としてはとにかく戦争参加の実績を作りたかったのであろう。も宜間、出張仕度、右功として隊入いたし度、右之段隊長江願呉候様頼」人殿隊長二而、奥羽江出立有之由ニ付、赤心隊之隊長江相願、右へ付属ニ人用一三日、出縄は清水門の金子に会い、「今日、宮様御内より浅田舎

得られず、結局、出縄が富士に面会できたのは一○月四日のことであっ 「当春御進軍之砌より勤王願候ニ付、是非共京師迄供奉仕度」と申し入れ と助言した。しかし、 て、 無之」、「是迄之兵帰国申付休足」となり、「相願候共御免無之」と答えた。 成」というものであった。そこで出縄は奥羽方面への戦争参加を願い、 様子ニ而追々神職隊御いとまニ相成候趣ニ付、気之毒ながら入隊之義難相 あくまで大総督付属にこだわったのであろう。 出縄はなおも有栖川宮大総督の帰京の際の御供として入隊したいと願い出 の戦争参加を功としての入隊を富士に求めたが、富士は「最早奥羽ニ戦争 た。しかし、富士の返答は「最早御セいこうニ而、 その後も連日赤心隊の金子を訪ねたが、隊長不在などの理由で返答は 富士は翌日の来訪を指示したが、一方で「鎮将府ニ而ハ御召抱も有之 出縄にとっては有栖川宮大総督の東征以来の勤王・勤王志願であり 殊二平松卿付属二而兵隊取立候由」なので「右江入隊被成候而可然 出縄は 「新規之隊江入隊之存寄無御座」くと断り 近々御帰京ニも可相成 そ

隊への入隊を果たすことはできなかった。翌日、出縄主水は帰国した。早御用済ニ而隊入之義一切難相成、且供奉之義も難被仰付」といわれ赤心翌一○月五日も赤心隊を訪ねたが返答はなく、六日に尋ねたところ「最

検討からいくつかの論点を提示して本稿を終えたい。だ出縄主水であったが、結果的にそこから離脱してしまった。これまでの有栖川宮大総督の東下から勤王=戊辰戦争・草莽隊参加を一貫して望ん

【出縄主水の勤王活動の背景】

縄はそれに従った。

えられる。内における身分の問題と、②隣村西小磯村との土地争論の二つの問題が考し、彼を勤王活動に駆り立てた背景としては当時、彼が抱えていた①神社し、彼を勤王活動に駆り立てた背景としては当時、彼が抱えていた①神社 出縄主水の「勤王」の政治的思想的内容については不明である。しか

の 主」志向を強めていくが、「神主」号の自称は領主より禁じられていた。(※) その際、 当真勝寺からは「君者神主と被申候由、如何ニ候哉」と、 三月一七日には神仏判然令が出され、 ていた。すなわち、戊辰戦争・勤王活動を契機に「神主」化、 際、彼は大総督府への神璽献上などで肩書を「相州六所宮神主」と名乗っ こうした状況下で戊辰戦争が勃発し、出縄主水は勤王活動を志すが、 陣江進入御神体被執納重役之身分」とされ神事で重要な役割を担うもの(ミン 当真勝寺が支配し、実質的な神主は存在しなかった。一方、出縄家は『30 点になっていた。出縄主水は帰村後、六所神社の神仏分離を進めるが、 白川家入門を契機に同家は神職意識を自覚、高揚させ、 |神主||号の正当性が問われていた(明治元年(一八六八)一二月一日)。 |神主||の既成事実化をはかったといえる。折しも慶応四年(一八六八) ①は六所神社における彼の微妙な立場に由来する。近世の六所神社は別 身分はあくまで「鑰取役」・「神官」とされていた。しかし、天保期の 彼は「今般御一新二付、当春中より諸道之総督江敵国追討之ため 別当廃止後の六所神社の主導権が焦 神職筆頭の「神 彼が自称する あるいは その 別

御祈念申上候節、 れている。 勤王活動の実績を主張することで裁判を有利に進めようとする思惑がうか 生したが「大切之御警衛中」でもあり出訴を控えていたことなどが述べら 献上候上御守衛奉願、則池田藩懲胡隊江隊入」し、その留守中に事件が発 では西小磯村側の不当性とともに、「大総督府様御進軍ニ付、私義、 発生し、彼はこの事件を一一月八日に「民政裁判所」へ訴えた。その訴状発生し、彼はこの事件を一一月八日に「民政裁判所」へ訴えた。 の慶応四年閏四月二一日にも西小磯村百姓が彼の田地を「掻散」す事件が をめぐり西小磯村と度々争論が発生していた。出縄主水が懲胡隊で活動中(%) 久三年(一八六三)に西小磯村百姓がこの田地の稲を刈り取るなど、 小磯村の境にある字八木沢の土地を開発して田地にしていた。しかし、 内の地位や神仏分離の動向をめぐる諸問題については別稿を用意したい。 を一層増していたと思われる。ここに、彼が戊辰戦争参加と「御朱印高其 彼が戊辰戦争参加神職の「御朱印高其外、由緒書上」を「神主」名義で提 による神璽献上の事実を神主であることの根拠の一つにしていた。もし、 がえる。 勤候を権ニ懸ケ強勢之儀無之様、相慎可申」と牽制されており、訴状中で れていた。しかし、この訴状を受け取った留役からは「大総督江御警衛相 ②は勤王活動の背景としては副次的な問題である。出縄家は万田村と西 由緒書上」にこだわった背景の一つがある。なお、出縄家の六所神社 新政府に受け入れられていれば、 なお、 この訴状の肩書も「府中総社六所宮神主 則神主ニ而神璽献上いたし候」と答え、「神主」の肩書 彼の「神主」身分の主張は説得力 出縄主水」とさ 神璽 同地 文

れた。当該期における諸問題の解決手段としての勤王活動があったといえなど、その他身辺における諸問題の解決を有利に導くものとしても認識さる身分の問題があったと思われる。しかし、勤王活動は地域における争論以上のように、彼を勤王活動へ向かわせた背景には主として神社におけ

【有栖川宮大総督の東下と白川家配下社家の対応】

大総督の東下の報を得たことである。これを受けて二見触下神職は対応を大総督の東下の報を得たことである。これを受けて二見触下神職は対応を協議し、大総督への供奉と玉串献上が決まった。出縄らは惣代として東海協議し、大総督への供奉と玉串献上が決まった。出縄らは惣代として東海は心底二候哉」の相談がなされたが、実際に江戸で活動したのは出縄主水・宇佐美右京・村上式部だけだった。二見触下神職で「夫々御警衛之願出れ以上の活動はしなかった。その後、二見触下神職で「夫々御警衛之願出れ以上の活動はしなかった。その後、二見触下神職で「夫々御警衛之願出れ以上の活動はしなかった。その後、二見触下神職で「夫々御警衛之願出れ以上の活動はしなかった。その後、二見触下神職で「夫々御警衛之願出が・宇佐美右京・村上式部だけだった。二見触下神職で「夫々御警衛之願出れ以上の活動はしなかった。その後、二見触下神職で「夫々御警衛之願出れ以上の活動はしなかった。その後、二見触下神職で「夫々御警衛之願出れ以上の活動はしなかった。

【出縄主水の懲胡隊入隊過程】

田家配下神職により結成された赤心隊に接近した。彼らは江戸出府直前に勤王活動を志して江戸に出た出縄主水らは、草莽隊参加の模索過程で吉

もっていた寒川神社神主金子宮司が隊員にいたからである。白川家配下社 せていた。彼らが赤心隊に接近したのは、国府祭などで日常的に交流を も赤心隊に参加していた寒川神社の金子家に「警衛筋」について問い合わ 縄は金子を頼った。また、出縄主水は赤心隊参加依頼中に、突如、 深い金子の方が頼みやすかったのではないだろうか。後の「御朱印高其 成していたが、出縄らは大山御師との交流が乏しくその動向を知らなかっ たといえる。一方、この時すでに同じ白川家配下の大山御師は神祇隊を結 ある吉田家配下神職の動向を参照するか、彼らの隊に参加するしかなかっ 家による草莽隊がない以上、 かもしれない。吉田家配下神職の草莽隊のなかにおける白川家配下神職の の吉田家側への引き抜きを警戒した白川家江戸役所の働きかけがあったの た可能性がある。また、たとえ知っていたとしても、神事を共催し交流が 有無とあわせて今後の検討を要しよう。 江戸役所を介して懲胡隊へ入隊することになった。この背景には配下神職 由緒書上」の書類作成や懲胡隊離脱後の赤心隊入隊運動においても出 同家配下社家が草莽隊活動をするには交流の 白川家

【懲胡隊とその活動】

立性が認められ難いことも大総督直属願望の背景にあろう。化もさることながら、鴨方藩付属隊の一部であることで神職隊としての独隊も大総督直属願望をもっていたことがわかる。大総督直属化による権威有栖川宮の直属となることにこだわった」ことが指摘されているが、懲胡

出縄主水の懲胡隊での活動の多くは江戸城の警衛で、上野戦争後は旧幕出縄主水の懲胡隊での活動の多くは江戸城の警衛で、上野戦争後は旧幕出縄主水の懲胡隊での活動の多くは江戸城の警衛で、上野戦争後は旧幕出縄主水の懲胡隊での活動の経験の活用が期待されていた。隊内部でも大山神神主諸星相模も「相州辺セんさく」・「自国注進」をおこなっており、下神神主諸星相模も「相州辺セんさく」・「自国注進」をおこなっており、本神神主諸星相模も「相州辺セんさく」・「自国注進」をおこなっており、本神神主諸星相模も「相州辺セんさく」・「自国注進」をおこなっており、本神神主諸星相模も「相州辺セんさく」・「自国注進」をおこなっており、本神神主諸星相模も「相州辺セんさく」・「自国注進」をおこなっており、本が神神主諸星相模も「相州辺セんさく」・「自国注進」をおこなっており、本が神神主諸星相様も「相州辺セんさく」・「自国注進」をおこなっており、発の場で、上野戦争後は旧幕とが期待されていたといえる。

緒や地域における在村剣術の高まりなどが背景にあったかもしれないが、たんどが、吉田家を本所としていた」とも「在来所持ノ鑓長刀帯剣ハ勿論陣羽織着用」で武装化し、軍事活動を下神職である懲胡隊の武装化は可能であったのか。大山御師は「在来所配下神職である懲胡隊の武装化は可能であったのか。大山御師は「在来所配下神職である懲胡隊の武装化は可能であったのか。大山御師は「在来所配下神職であるとしている。では、何ゆえ白川家配下神職である懲胡隊の武装化は可能であったのか。大山御師は「在来所で武装化は、第1000年である。宮間氏は神職の職分を超越した武装化は、軍事活動をであったのか。大山御師は「在来所に望した神職集団のほどの、以上みてきたように「自主的に軍事活動を志望した神職集団のほどて、以上みてきたように「自主的に軍事活動を志望した神職集団のほどの、以上みてきたように「自主的に軍事活動を志望した神職集団のほどの、以上みてきたように「自主的に軍事活動を志望した神職集団のほどの、以上みてきたように「自主的に軍事活動を志望して神職集団のほどの、以上みてきたように「自主的に軍事活動を志望した神職集団のほどの、以上みてきたように「自主的に軍事活動を表現したが、

る。今後の課題とせざるを得ない。幕末期に活性化した士分化願望ともあわせて考える必要があると思われ(ヨ)

(作記)

ただいた。記して謝意を表したい。

域社会」の成果の一部である。同ゼミ会員の方々からは多くの御教示をいず社会のの成果の一部である。同ゼミ会員の方々からは多くの御教示をいるにいいる共同研究「幕末維新期の地

註

- (1) たとえば、髙木俊輔氏は公卿髙松実村を奉じ偽勅使として解隊された髙松 的にも村落上層にあったが没落しつつあり、村民とも対立し動揺していたとい 権の回復、あるいは郷士層の描いた失われた社会的地位の復権など、復古的路 司富士亦八郎らを中心に結成された駿州赤心隊を分析し、赤心隊の結成と行動 う。こうした危機感から新政の動きに積極的に参加して社会的地位の回復安定 隊を分析し、隊に参加した神主たちは村方地主でもあったが、その地主経営は ことが運動参加の背景としている(「戊辰戦争と蒼竜隊・隆武隊--運動参加の背 依の感情を強め、王政復古が自分らに有利な世への復帰としてうけとめられた う。そうしたなかで崩壊しつつある体制への批判と、それを超えた朝廷への帰 さらに、飯田文弥氏は都留郡上吉田村の御師集団を中心に結成された蒼龍隊と、 線」があったとする(『駿州赤心隊』富士山本宮浅間神社社務所 一九六八年)。 論理には「氏子に対する支配権の復活を意図したもの、あるいは…商業上の特 新草莽運動史』勁草書房 一九七四年)。また、若林淳之氏は富士浅間神社大宮 を目指したのが、彼らが高松隊の呼びかけに応じた理由であるとした(『明治維 不安定で、かつ、村人の神事拒否などで神主としての特権も動揺していたとい 景」山梨県神社庁編『明治維新と甲斐の勤王』一九七一年)。 口村御師によって結成された隆武隊を分析し、これらの参加者は経済的政治
- 出版社 一九九五年)(2)「幕末在地神職集団と『草莽隊』運動」(『近世の社会集団―由緒と言説』山川
- 川弘文館 二〇〇五年) (3)「吉田御師『蒼龍隊』の戊辰戦争」(明治維新史学会編『明治維新と文化』吉

- (4)「戊辰内乱と吉田家本所」(『日本歴史』七三五号 二〇〇九年)
- と系譜』雄山閣 一九九五年) (『伊勢原の歴史』五 一九九〇年)・「相模大山の神仏分離」(『民衆宗教の構造(5)「幕末明治初期における相模大山御師の思想と行動―神仏分離を中心として」
- (6)『新編相模国風土記稿』二巻 三二八頁 雄山閣
- (7)平塚市博物館寄託出縄忠良家文書 (以下、「出縄家文書」と略) 七五号
- (8) 出縄家文書六八・七一・七二・一〇五・一一七号
- (9) 出縄家文書明治期四一七号
- (10) 出縄家文書一八六号
- (11) 出縄家文書一八七号
- に関する裁判を記した日記を残している。
 家文書明治期一○四号)など、六所神社の神仏分離をめぐる出来事や神職身分一○号)・『総社日誌』(出縄家文書明治期八六号)・『総社大論菅原日記』(出縄(12)なお、出縄主水はこれらの日記に続けて、『神祇官日記』(出縄家文書明治期
- (13)『白川家門人帳』清文堂出版 一九七二年
- (4)前掲註(3)小泉論文・『明治維新人名辞典』参照
- (15)『秦野市史』三巻 胍二五七
- (16)『寒川町史』九巻 №二二〇
- (17)『寒川町史』三巻 №二二八
- (18) 当時、赤心隊は坂下門の守衛にあたっていた
- (19) 赤心隊は駿州の神職を中心に構成されていたが、この三人は相州出身の隊員(19) 赤心隊は駿州の神職を中心に構成されていたが、この三人は相州出身の隊員(19) 赤心隊は駿州の神職を中心に構成されていたが、この三人は相州出身の隊員(19) 赤心隊は駿州の神職を中心に構成されていたが、この三人は相州出身の隊員
- (20)『白川家門人帳』
- 月二七日となっているが、状況から四月二七日の間違いと思われる。(21) 前掲註(5)松岡論文。なお、松岡氏の提示史料では有栖川宮総督守衛は三
- 鴨方藩に付属するに至った経緯は不明である。(26)の史料から懲胡隊は鴨方藩の付属であったことがわかる。なお、懲胡隊がに代わり鴨方藩から養子に入って岡山藩主となった。しかし、後掲の註(25)・(22)鴨方藩主池田満次郎(章政)は慶応四年三月に徳川慶喜の弟である池田茂政
- (23) 前掲註 (5) 松岡論文。
- (2) 史料上では「〆拾人」と記されているが、書き上げられている人名は九名で

a z

- 史料リール番号鴨方藩―50)(25)「去ル子年以来警衛出兵並在家兵隊人員御届」(池田家文庫マイクロフィルム
- (26)「東征始末」(池田家文庫マイクロフィルム史料リール番号TSD—の)
- 岩田書院 二〇〇五年)(27)中根賢「戊辰戦争下の小田原藩と遊撃隊」(『交流の社会史―道・川と地域』
- (28) 出縄家文書一九〇号
- (29)『勤王諸日記』慶応四年九月五日記事
- (3) 『新編相模国風土記稿』で六所神社の「神主」は近藤因幡(吉兵衛)とされている。しかし、他の史料で近藤家は「神主」ではなく、六所神社の「神主」は別人物とわかる。さらに、文政三年(一八二〇)に真勝寺が定めた祭事におは別人物とわかる。さらに、文政三年(一八二〇)に真勝寺が定めた祭事におは別人物とわかる。さらに、文政三年(一八二〇)に真勝寺が定めた祭事における諸役の定書に「神主布施三河」が記されているが(出縄家文書四六号)、布施は戦国期の六所神社の神主であり文政期には実在しない人物である。これらから、近藤因幡(吉兵衛)家は実際は「神主」とあるだけで個人名の記載はない。 市施は戦国期の六所神社の神主であり文政期には実在しない人物である。これらから、近藤因幡(吉兵衛)家は実際は「神主」とあるだけで個人名の記載はない。
 市施は戦国期の六所神社の神主であり文政期には実在しない人物である。これらから、近藤因幡(吉兵衛)家は実際は「神主」とあるだけで個人名の記載はない。
 市施は戦国期の六所神社の神主であり文政期には実在しない人物である。これら前は、大磯町史』 2 NC 三四)
 「本語、大磯町史』 2 NC 三四)
 「神主」は近藤因幡(吉兵衛)とされる。
- (31) 出縄家文書七八号
- (32) 出縄家文書一一五号
- (33)『平塚市史』三巻 №三二二
- 際は会計官訴訟所へ訴状を提出したと思われる。(34) 出縄家文書一七九号(なお、このとき民政裁判所は廃止されていたので、実
- 論文で、神職諸隊の結成に吉田家本所の達が契機になったことを指摘している。参加を神職相続の条件としたことを指摘している。また、宮間純一氏も註(4)職を動員しえた理由として、吉田家本所からの「勤王尽力」の達を梃子に、隊(3)小野将氏は前掲註(2)論文で、報国隊結成の主導者が隊参加に消極的な神
- (36) 前掲註(5)松岡論文
- ニ無之候事」とされていた(『白川家門人帳』一八○頁)。(3)白川家の相模国触頭は川匂神社の二見神太郎であったが、「大山祠官中は触下
- (38) 前掲註(3) 小泉論文

- (39)『大山の信仰と歴史』(平塚市博物館 一九八七年)
- (4) 高橋敏氏は近世村落には百姓剣術など在村の「武」の伝承が存在し、幕末期の社会変動のなかで担い手の上昇志向をともなって顕在化、武力として現実化の社会変動のなかで担い手の上昇志向をともなって顕在化、武力として現実化が門弟であった形跡はない。
- 〔41〕深谷克己『江戸時代の身分願望─身上りと上下無し』吉川弘文館 二○○六年